

# 監 査 報 告 書

令和5年5月17日

学校法人 桜美林学園  
理 事 会 御中  
評議員会 御中

学校法人 桜美林学園

監事 南 雲 智

監事 菅 野 智 巳

私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桜美林学園寄附行為第11条及び学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、学校法人桜美林学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、理事の業務執行の状況を含む業務及び財産の状況について監査を実施した。

監事は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、必要と認めた監査手続きを行った。

以上の監査の結果、理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務及び財産の状況について、明確な不正の行為ならびに、法令、寄附行為に違反する重大な事実を認めないことを認める。

以 上